

(公印省略)

5 荊福第 2 1 3 1 号

令和 5 年 8 月 2 1 日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

荊田町長 遠田 孝一

令和 5 年度前期分特定事業所集中減算に係る書類作成及び提出について(通知)

「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 20 号)」等の規定により、指定居宅介護支援事業所は、前 6 月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等(訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護)の各サービスについて最も紹介件数の多い法人への紹介率を計算し、その割合が 80%を超えた場合は指定市町村の長へ書類を提出することとされています。

つきましては、令和 5 年度前期判定期間分についての書類を作成し、紹介率が 80%を超えた場合は下記のとおり書類を提出してください。

なお、後に減算の必要性が判明した場合は、減算分を過誤処理して頂くこととなりますのでご注意ください。

記

1 関係資料及び様式

荊田町のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.town.kanda.lg.jp>

ホーム>くらし>福祉・介護>介護保険>介護保険関係様式>特定事業所集中減算

2 作成及び提出書類

(1) 居宅介護支援における特定事業所集中減算(提出用兼保存用) 様式 1・様式 2

※様式 2 については「正当な理由⑤⑥」に該当する事業所のみ作成

※必要事項が記載されていれば、他の様式を利用することも可能

(2) 80%を超え、かつ「正当な理由⑤⑥」がある場合は確認資料も添付すること。

3 判定期間

令和 5 年度前期 (令和 5 年 3 月～令和 5 年 8 月サービス提供分)

4 提出期限

令和5年9月15日（金）必着

5 提出・問い合わせ先

〒800-0392 苅田町富久町1丁目19番地1 TEL093-434-5544

苅田町役場福祉課介護保険担当

6 その他

- (1) 各サービスの紹介率がいずれも80%以下の場合は書類の提出は不要です。(この場合も書類の作成は必要であり、作成した書類は事業所で5年間保管してください。)
- (2) 新規指定や休止または廃止のため、サービス提供期間が判定期間の6か月を満たさない場合は、提出不要です。
- (3) 「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて」を参考に書類を作成してください。